厚生労働省
都道府県・市町村に対する包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業
令和８年度 市町村管理職向け研修

包括的な支援体制の整備に向けた取組の進捗状況を確認するためのロジックモデル・指標案
評価枠組みの解説ー個別支援編

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング
政策研究事業本部
齋木 由利

【個別に出典の記載がないスライドの出典】
三菱UFJリサーチ&コンサルティング「包括的な支援体制の整備に向けた取組の進捗状況を確認するためのロジックモデル・指標案ー市町村の自己点検ツールー解説付きver.」（令和７年度厚生労働省社会福祉推進事業「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究」）

なぜ、包括的な支援体制整備のロジックモデルを作成したのか？

課題⇒取組⇒アウトカムの一連のストーリーを言語化

包括的な支援体制の整備は、社会福祉法により、すべての市町村に対し努力義務が課されていますが、市町村からは、「整備に向けてどのような取組を進めていけばよいかわからない」「取組の成果を評価する方法がわからない」といった声があがっています。

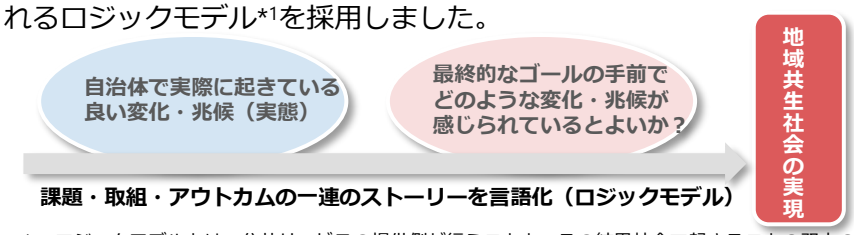
包括的な支援体制の整備に向けた取組を進めている市町村では、実際に変化が生じているものの、それが地域共生社会の実現に向けた良い兆候であることを十分に説明できないジレンマを抱えています。

また、取組を始めて日が浅い市町村では、まだ十分な変化が生じていないことから、取組を進める意義を関係者に理解してもらうのに苦労しているという状況もあります。

これらの実態は、**各自治体の課題に対し、どのような取組をすることで、どのような成果が生まれ、それが最終的なゴールである地域共生社会の実現に向かっていくのかという一連のストーリー**が示されていないことに原因があると考えました。

そこで、本事業では、最終的なゴールが地域共生社会の実現であるとして、**その手前でどのような変化や兆候が現場で確認できればゴールに向かっていると考えられるのか**を整理しました。また、実際に取組を進めている市町村において、従前の状態はどうで、どのような課題があったのか、**取組によってどのような変化が実際に起きたのか**を、アンケートやヒアリングから実態を整理しました。

そして両者がどのようにつながるのかを、有識者委員会で議論を重ね、可能な限り言語化を試みました。一連のストーリーを作成するにあたっては、効果発現のプロセスを表現するのに適していると考えられるロジックモデル*1を採用しました。



＊１：ロジックモデルとは、公共サービスの提供側が行うことと、その結果社会で起きることの双方の構造（論理と時間軸）、そして両者の関係を図示するもの。政策効果の評価に有用であるだけでなく、施策を論理的に立案したり、設計上の問題点を把握するなど、公共政策に関わるすべての場面・議論において有用とされている。

重要なのは、初期アウトカム

左記の「最終的なゴールの手前で発現するとよい変化・兆候」については、本ロジックモデルでは、初期・中間アウトカムとして示しています。特に、初期アウトカムは中間・最終アウトカムと比べて、取組開始から短期間で効果が発現すると考えられるものです。

初期アウトカムに設定されている「モニタリング指標」は、**比較的初期の段階で取組の効果を検証し、その後の改善につなげるために有効な指標**と言えます。ねらいとする効果に向かって取組が進んでいるか、取組内容がずれていないかを初期段階で発見する役割が期待されるため、是非参考にしていただければと思います。

初期・中間アウトカムの「モニタリング指標（案）」

本ロジックモデルでは、初期・中間アウトカムの達成を確認するため、**支援の質を表す客観的な指標**の設定を、可能な限り試みました（例：ケースの把握から介入までの期間（日数）、情報が寄せられたケースのうち介入を行った割合）。しかし、それが難しい場合は、**包括的な支援体制整備の所管課の観察や関係者の主観を問う指標**を設定しています。

指標については、市町村によりデータの整備状況が異なるため、「指標（案）」と示しています。各市町村で取得できるデータをふまえて、アウトカムの達成を確認するのに適切な指標を検討して下さい。その際、以下の点にご留意ください。

定量的な指標にこだわりすぎて、取得可能なデータだからという理由で、支援の質とは必ずしも関係ない数値を指標化することは避けてください。アウトカムとの因果関係の確認が極めて重要です。支援の質を測る方法は数値に限定されず、観察や主観を問うことでも可能です。なお、関係者の主観を問う場合は、個人の主観に左右されないよう一定数を対象にアンケート等を行うとともに、経年変化を観察することが重要です。また、指標のデータ取得のために、現場に過度な負担がかからないよう配慮することも求められます。

なお、これらの指標は自治体間の比較を想定したものではありません。

本ロジックモデルの読み方

主語＝包括的な支援体制整備/重層事業の所管課
働きかける対象＝支援関係機関、地域づくり担当

本ロジックモデルは、**市町村の包括的な支援体制の整備/重層事業の所管課**（以下「所管課」と表記）が、**支援関係機関・地域づくり担当**（各福祉分野担当者、地域づくり担当部門等）に対し、どのような体制整備や働きかけを行い、その結果どのようなアウトカムが生じるかを示しています。

活動/アウトプットは例示です

アウトカムを得るための取組は多様であることから活動/アウトプットは抽象度を高めて記載しています。また、これらはあくまで例示ですので、各アウトカム達成に必要な取組は、各市町村が抱えている課題や置かれている状況、活用できる資源、体制等に応じて自由に検討してください。なお、活動/アウトプットは、アウトカムの達成状況に応じて柔軟に変えていくべきであることから、活動/アウトプットには指標を設定していません。

初期・中間アウトカムのスパンは
どう考えればよいか？

初期・中間アウトカムは、何年程度を目途に達成されるべきかについては、現時点での取組の進捗状況や取組内容によるため**一概には設定できません**。初期アウトカムは中間・最終アウトカムと比べて短期間で発現すると考えられますが、同じ初期アウトカムでも自治体の状況によって達成までの期間には差が出てくると考えられます。

課題・アウトカムは、
どのように設定されたのか？

課題・アウトカムは、本調査研究で実施した市町村対象のアンケート・ヒアリングから**実態を抽出**したものです。

包括的な支援体制の整備に向けた取組を進めている市町村における、取組を始める前の状態（従前の状態）を課題として、取組により実際に起きた変化をアウトカムとして整理しました。

なぜ、「評価指標」ではなく
「モニタリング指標」なのか？

本ロジックモデルでは、アウトカムの達成を確認するためのモニタリング指標（案）を示しています。しかし、**数値の増加・減少が取組の成果を必ずしも表すわけではありません**。そのため、「評価指標」ではなく「モニタリング指標」と表記しています。変化を確認し、なぜ変化したのか、その背景を考察することに意味があると考えてください。

なぜ、最終アウトカムには
指標が設定されていないのか？

最終アウトカムは、抽象的な表現とならざるを得ず、シンプルな指標で把握することが難しいため設定していません。本ロジックモデルは、初期・中間アウトカムが達成されれば、自ずと最終アウトカムに向かっていくであろうという想定で作成しています。抽象的な概念を無理に指標化することで、取組を誤った方向に導く可能性があるため、指標化を避けました。

本ロジックモデルの使い方と取組の進め方

“自己点検ツール”としてお使いください

本ロジックモデルは、包括的な支援体制整備の所管課が、関係者と共に取組の進捗状況を確認するための**“自己点検ツール”**として作成しました。まずは「課題」を見てください。共感するところがあれば、そこに記載されている初期アウトカムのような変化が起きているかを確認してください。現在の取組を継続すべきか見直しすべきかを検討することができます。

また、課題やアウトカムの中には、現場の支援者が明確に言語化せずとも日頃から気になっていることや意識していることが記載されているかもしれません。現場で感じている問題意識や取組の意義等を言語化して庁内外に説明する材料としてもご活用いただけます。

全ての市町村に活用いただけます

包括的な支援体制の整備は、すべての市町村の努力義務となっています。重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」）を実施している市町村においては事業の効果を評価するのに活用いただけるほか、重層事業を活用せずに取り組んでいる市町村にも、取組の進捗状況を評価するのにご活用いただけます。

基本的な概念・キーワードを理解した上でご活用ください

本ロジックモデルは、地域共生社会、包括的な支援体制の整備等に関する基本的な理解の上でご活用いただくことを前提としています。また、これまで国の資料やガイドブック等で示されてきた「伴走支援」「支援者支援」といったキーワードが、取組の中でどのように実践され現場に変化が生まれるのかも示しています。

そのため活用にあたっては、基本的な概念やキーワードを理解するため、国の資料やガイドブック等もあわせてご参照ください。

管理職のイニシアティブがなければ、包括的な支援体制の整備は進みません

取組を進める中で、既存の体制では対応できないニーズや課題を把握するのは所管課の役割ですが、それを受けて全庁的な相談支援体制の見直し（機構改革や事務分掌の変更等）を行うのは管理職の仕事です。担当者だけで取り組んでいては、現場が疲弊していく一方であり、**部課長級のイニシアティブこそが包括的な支援体制の整備に必要不可欠**と言えます。また、ロジックモデルの活動の中には、福祉以外の部門との協力が必要なものもあり、全庁的に取り組むためにも管理職の関与が必要です。

「アウトカム」の達成にこだわり、「活動」は柔軟に変えていくことが重要です

P1に記載の通り、本ロジックモデルは、初期アウトカムを重視して作成しています。指標をモニタリングする中でアウトカムにつながっていないと考えられる場合は、取組を柔軟に変えていく必要があります。限られた人員体制で包括的な支援体制の整備に取り組む市町村においては、アウトカムにつながる効果的な取組に資源を集中させていくことが重要です。

全ての取組を同時に着手する必要はありません

本ロジックモデルを読むと、取組が多岐にわたりハードルが高いと感じられるかもしれません。しかし、すべての取組に同時に着手する必要はなく、先行市町村も最初からすべての取組を同時に進めてきたわけではありません。前述の通り、この取組は所管課や担当者だけで進めるものではなく「仲間づくり」が極めて重要です。そのため、多くの関係者の共感を得られそうな課題から着手してはどうでしょうか。所管課は、その時点で取組が不十分なパーツは意識しつつも、関係者の意識が醸成されるタイミングを見計らいながら取組の幅を広げていくことが重要です。

「包括的な支援体制」の法令上の定義

＜社会福祉法第106条の3（包括的な支援体制の整備）＞

社会福祉法等の一部を改正する法律案（令和8年4月3日提出）※**太字下線**が改正部分

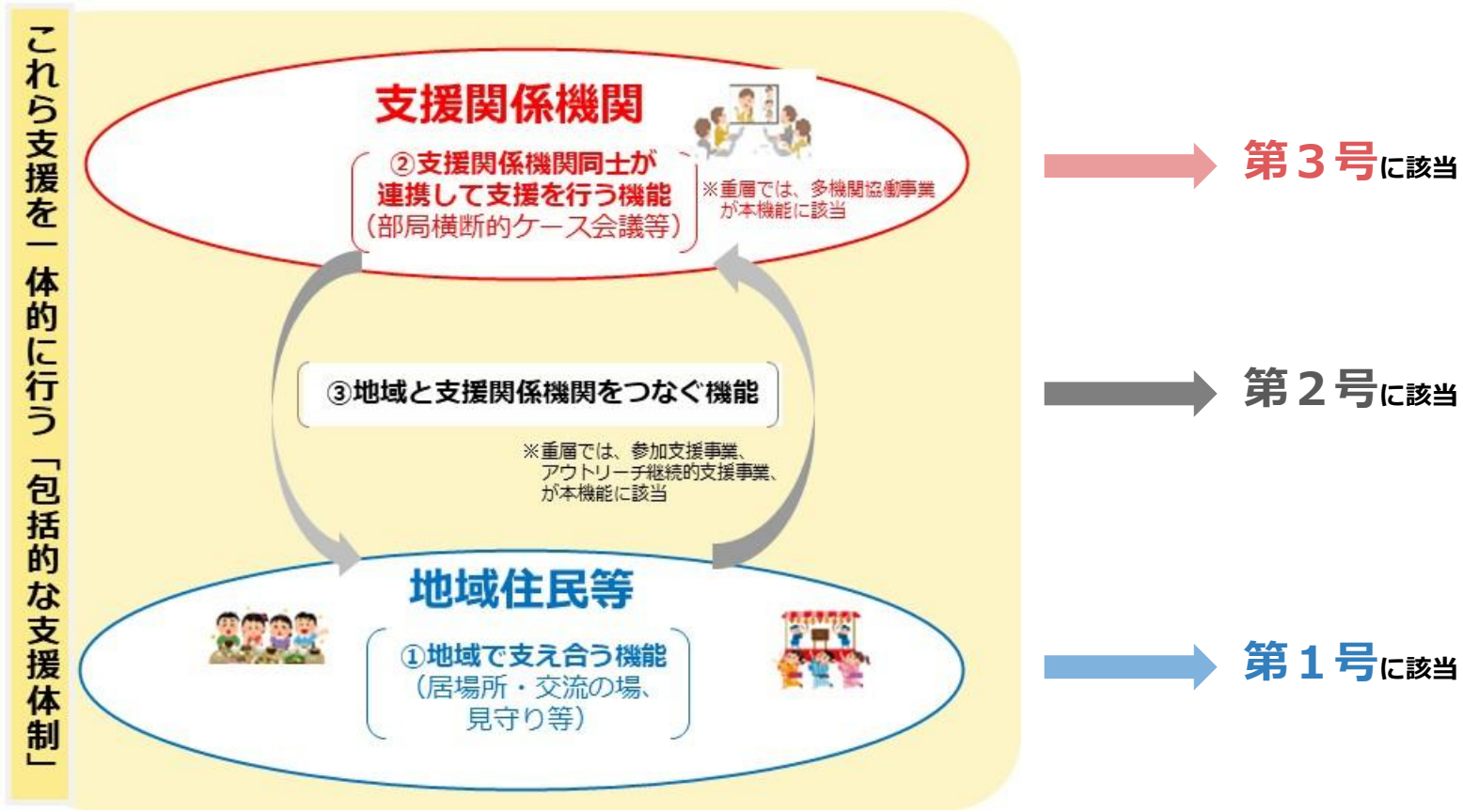
第１項	市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。	
	第１号	地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、**地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じるための体制の整備、**地域住民等が相互に交流を図ることができる環境の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
	第２号	**地域住民等から支援関係機関に対する地域生活課題の解決に資する支援の求め及びこれに対する支援関係機関による支援が円滑に行われる体制、地域住民等による地域福祉の推進に係る取組における支援関係機関の参画が円滑に確保される体制その他の地域住民等と支援関係機関との連携又は協働が促進される体制の整備に関する施策**
	第３号	生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

出典）社会福祉法等の一部を改正する法律案（令和8年4月3日提出）　「法律案新旧対照条文」（第221回国会（令和８年特別会）提出法律案）

「包括的な支援体制の整備」のイメージ図

厚生労働省資料が示している「包括的な支援体制の整備」のイメージ図においても、
①地域で支え合う機能、**②支援関係機関が連携して支援を行う機能**、**③地域と支援機関をつなぐ機能**の整備が柱となっている。

厚生労働省が示している「包括的な支援体制の整備」のイメージ図

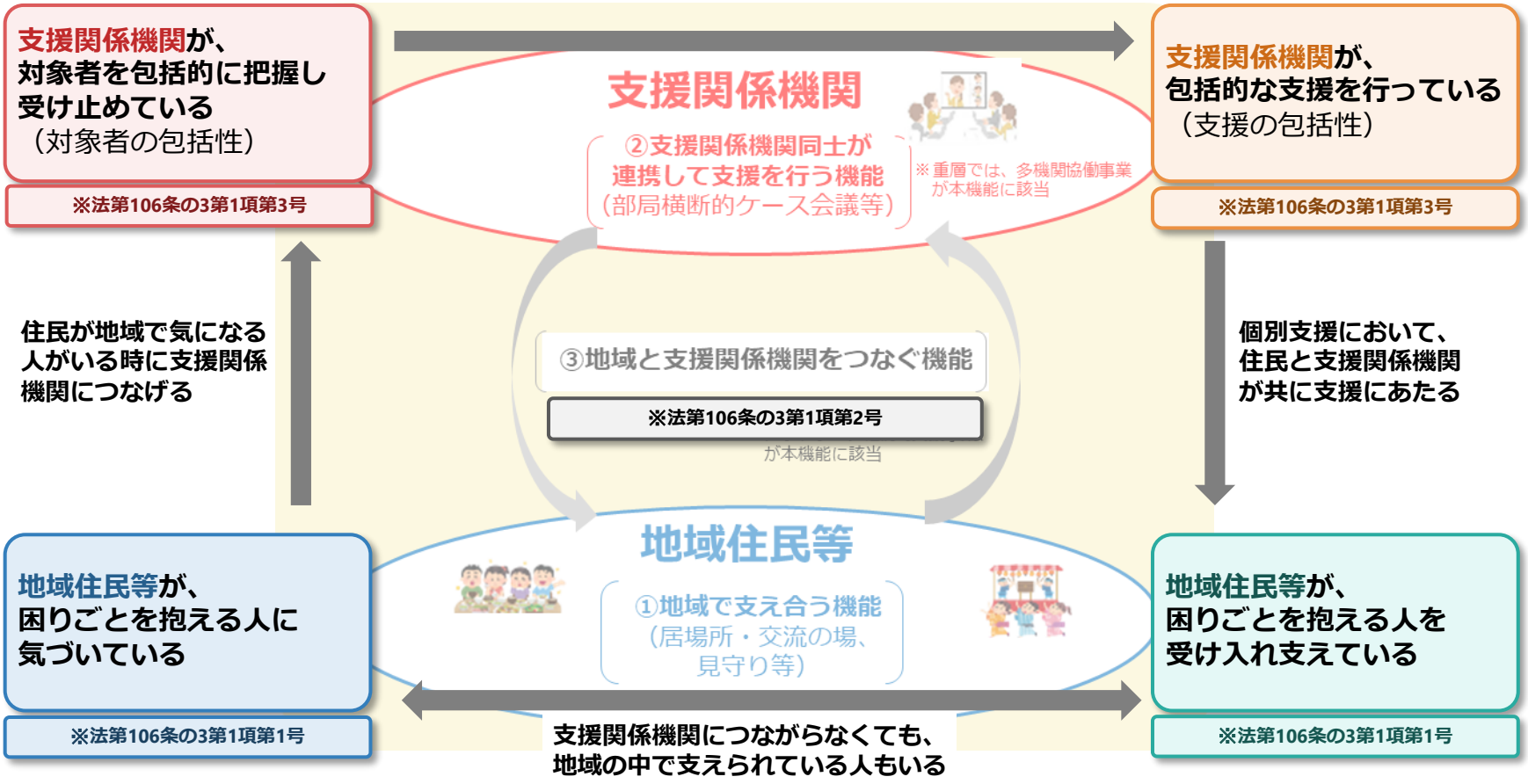


出典）厚生労働省資料に対し、三菱UFJリサーチ＆コンサルティングが一部（矢印と法律の該当箇所に関する記載）加筆

最終アウトカムと「包括的な支援体制の整備」のイメージ図の関係性

本ロジックモデルの最終アウトカムのうち、
地域住民等に関する２つの最終アウトカム（下図の下段）は、国が示す「包括的な支援体制の整備」のイメージ図の①地域で支えあう機能、
支援関係機関に関する２つの最終アウトカム（下図の上段）は、イメージ図の②支援関係機関同士が連携して支援を行う機能に位置付けられる。

厚生労働省が示している「包括的な支援体制の整備」のイメージ図



イメージ図の出典）厚生労働省資料

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「包括的な支援体制の整備に向けた取組の進捗状況を確認するためのロジックモデル・指標案ー市町村の自己点検ツールー解説付きver.」（令和７年度厚生労働省社会福祉推進事業「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究 」）を一部改変

４つの最終アウトカムと６つの課題

本ロジックモデルは、
支援関係機関／地域づくり担当の軸と、ケースの把握・受け止め／ケースに対する支援の軸による４象限で構成されている。

	ケースの把握・受け止め	ケースに対する支援
支援関係機関	**支援関係機関**が、 **対象者を包括的に把握し受け止めている** （対象者の包括性） **課題①埋もれがちなケースを捕捉できない** **課題②ケースを把握しても受け止められない**	**支援関係機関**が、 **包括的な支援を行っている** （支援の包括性） **課題③支援関係機関の動きがバラバラで、世帯支援を行うためにともに支援にあたることがない** **課題④継続的に支援していく支援関係機関がない**
地域づくり担当（各福祉分野担当者・地域づくり担当部門等）	**地域住民等**が、 **困りごとを抱える人に気づいている** **課題⑤福祉的な課題を抱えている人に気づかない、気づいたとしても行動できない**	**地域住民等**が、 **困りごとを抱える人を受け入れ支えている** **課題⑥福祉的な課題を抱えた人を継続的に支える関係性や受け入れる場がない**

厚生労働省「都道府県・市町村に対する包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業」
令和8年度 市町村管理職向け研修

包括的な支援体制の整備に関するロジックモデルの全体像

※ロジックモデルの主語は、市町村の包括的な支援体制整備/重層事業の所管課



厚生労働省「都道府県・市町村に対する包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業」
令和8年度 市町村管理職向け研修

目指すべき方向性：２つの「包括性」

対象者の包括性
誰一人とりのこさない



自ら相談にくることができない人
困り感や受援意向がない人
も支えていく

支援関係機関だけでは支援を必要とする人に気づけない。
だからからこそ地域との協働が必要（次頁）。

支援関係機関が、
対象者を包括的に把握し受け止めている
（対象者の包括性）

地域住民等が、
困りごとを抱える人に気づいている

支援の包括性
“生きていくこと”への支援

制度・事業
自立
物理的な貧困（衣食住）への支援
生活支援

に加え

本人・世帯中心
自律
関係性の貧困（社会的つながり）への支援
地域生活支援

制度だけではない支援
福祉だけではない支援
を届けていく

“生きていくこと”への支援は制度や専門職だけではできない。だからからこそ地域との協働が必要（次頁）。

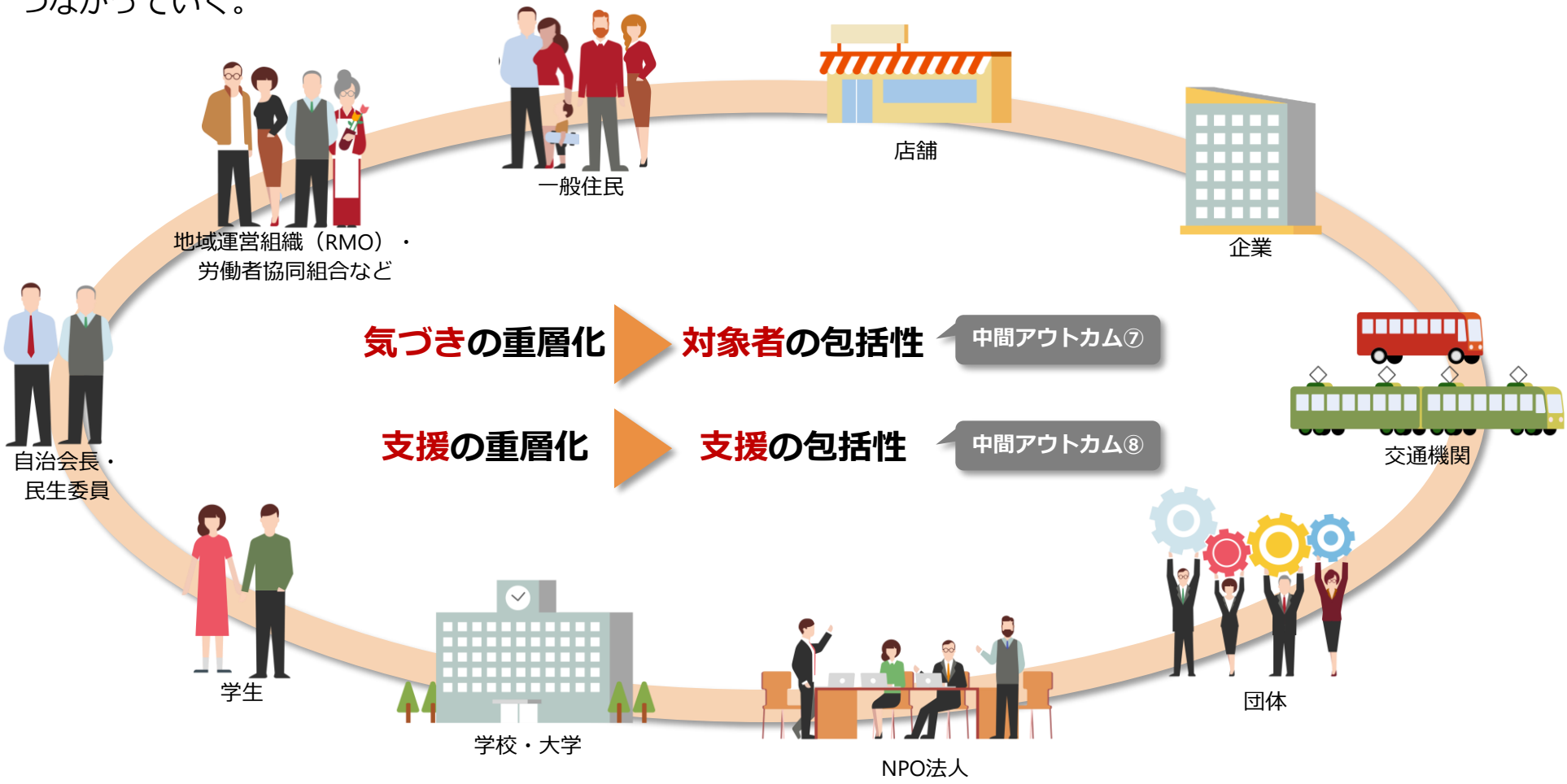
支援関係機関が、
包括的な支援を行っている
（支援の包括性）

地域住民等が、
困りごとを抱える人を受け入れ支えている

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「包括的な支援体制の整備における「地域づくり」ってよくわからないという福祉行政職に向けたガイドブック」（令和６年度厚生労働省社会福祉推進事業「地域共生社会の実現に向けた分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究」）に加筆

「地域住民“等”」には、何が含まれるのか？

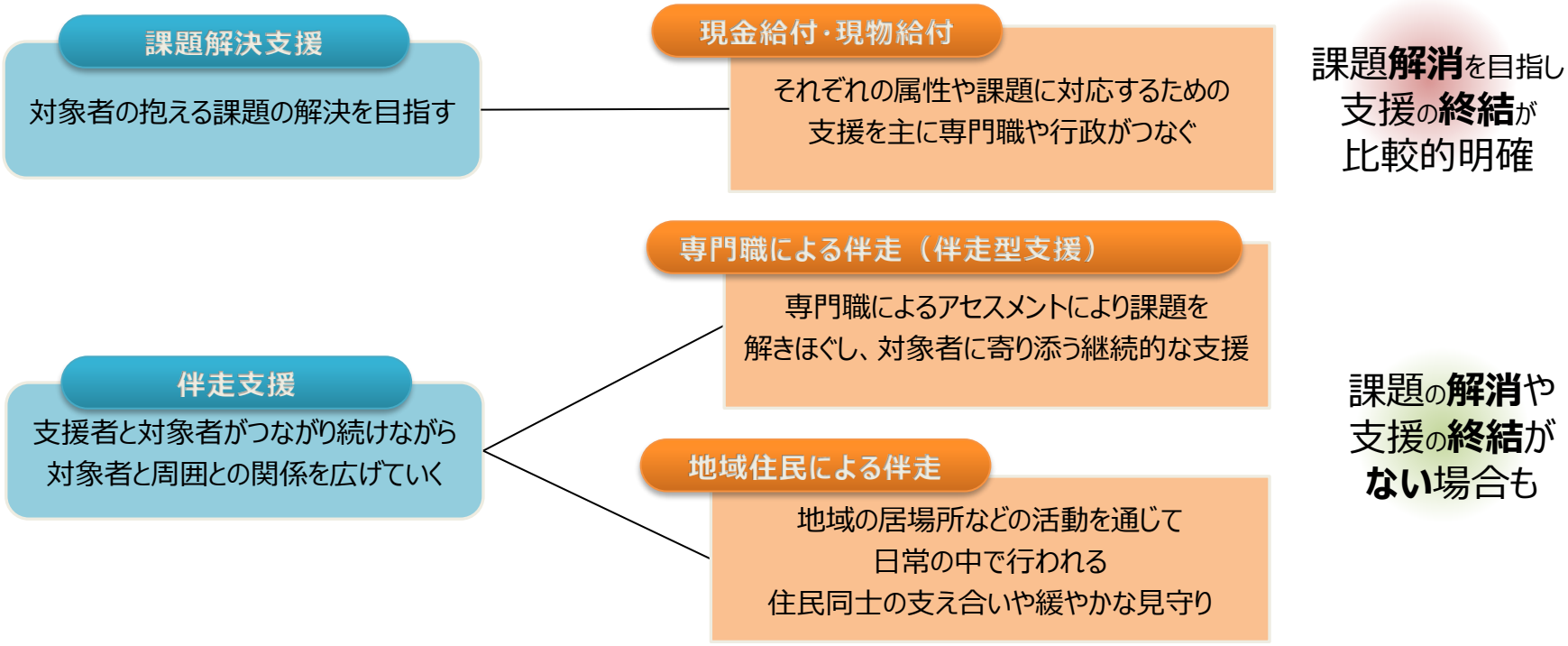
「地域住民等」には、地域に居住する住民のほか、住民主体の組織、地域に所在する教育機関、地域で事業や活動等を行う企業、店舗、NPO、団体など、**地域のあらゆる人・団体・組織・事業者等**が含まれる。多様な主体が包括的な支援体制に参画することで、気づきも支援も重層化され、それが対象者の包括性、支援の包括性につながっていく。



厚生労働省「都道府県・市町村に対する包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業」
令和8年度 市町村管理職向け研修

最終アウトカムやインパクトが「個人の課題解決」となっていないのは、なぜか？

個人を支援する際のゴールは、課題解決とはかぎらない



出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック＜概要版＞」
（令和２年度厚生労働省社会福祉推進事業「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究」）

包括的な支援体制の整備に関するロジックモデルの全体像

※ロジックモデルの主語は、市町村の包括的な支援体制整備/重層事業の所管課



出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「包括的な支援体制の整備に向けた取組の進捗状況を確認するためのロジックモデル・指標案ー市町村の自己点検ツールー解説付きver.」（令和７年度厚生労働省社会福祉推進事業「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究 」）を一部改変

課題～活動/アウトプット～初期アウトカム・指標　課題①

課題①埋もれがちなケースを捕捉できない

課題	Before（従前の状態）	誰に	活動/アウトプット	初期アウトカム
自ら相談に来ることができない人がいる	・複雑化・複合化した生活課題を抱えながらも、どの支援機関ともつながっていないケース（潜在的なケース）を把握することを主目的とした施策がなかった	支援関係機関	**自ら相談にこないが、支援を要する対象者を把握する体制を整備する** ➢ 自ら相談にこないが支援を要する対象者を把握することを方針として示す ➢ 必要な人員・協力者を確保する ➢ 既存のデータから支援を要する可能性のある対象者を特定する（健診の未受診者、不登校生徒など） ➢ 地域等からの情報を受け止める体制を確保する ➢ 地域に出ていき相談を受ける体制を確保する（出張相談、地域の身近な相談窓口など） ➢ ケースを把握した後の流れを決める	① ■ **既存の支援関係機関が、自ら相談に来ないが支援を要する対象者を把握するようになる** ■ **既存の支援関係機関が把握しきれていない対象者を、所管課が把握している** ■ **把握された対象者の情報が集まり状況が把握されるようになる** ■ **把握された対象者に対し、何らかの対応を行うようになる**（見守り、支援会議、訪問など） **モニタリング指標（案）** ✓**自ら相談に来ることができないケースや本人に受援意向がないケースで、既存の支援関係機関が対応できていないケースを所管課が把握しているか？** ✓**自ら相談に来ることができないケースや本人に受援意向がないケースに対し、何らかの対応を行っている件数**
本人に相談するつもりがない（困り感や受援意向がない等）人がいる	・これまでは支援希求がないケースは、なかなか相談につながりにくい状況であった ・支援に拒否的な人に対し、これまでの体制ではどの機関も対象とできなかった		**本人に受援意向がなくても、関係者から情報を収集し状況を把握する体制を整備する** ➢ 受援意向のないケースであっても状況を把握しておくことを方針として示す ➢ 受援意向がないケースに関して、関係各課が保有している情報を集めて現状を把握する ➢ 受援意向がないケースに関して、介入すべきタイミングや方法を検討する	

※「所管課」とは、市町村の包括的な支援体制の整備/重層事業の所管課のことを指しています。

課題～活動/アウトプット～初期アウトカム・指標　課題②

課題②ケースを把握しても受け止められない

課題	Before（従前の状態）	誰に	活動/アウトプット	初期アウトカム
福祉担当課や相談支援機関が、担当分野以外の生活課題を把握しても手を出さない	• 包括が対象者宅を訪問した時に、子どもに関して気になる状況があっても、つなぐ先がなかった • 自分野以外の相談を受けたり、支援すると上長から問い詰められることがあった • 相談対応者が各分野の視点からアセスメントしなければ俎上にあがることもなく、各支援関係機関から相談対応者が質問されることはあっても、一緒に対象者を訪問してくれるということはなかった	支援関係機関	**見過ごし・見逃しを防止する体制を整備する** ➢ 生活課題を抱える人に対し全庁的に対応することを方針として示す ➢ 福祉部門が担当分野以外の課題を抱えた世帯員を把握した場合の対応フローを明確にして周知する ➢ 福祉以外の部門に対し、支援を要する世帯をつなぐことの重要性を伝える ➢ 福祉以外の部門が支援を要する世帯に気づいた場合の対応フローを明確にして周知する	② ■ **福祉担当課や相談支援機関が担当分野以外の生活課題を抱える世帯構成員を適切な支援につなごうとする**（気づく、情報収集する、関係性構築を行う、関係機関に情報提供する等） ■ **福祉以外の部門から支援を要するケースがつながってくるようになる** **モニタリング指標（案）** ✓福祉担当課・相談支援機関が担当分野以外のケースを、既存の支援関係機関/所管課に持ち込んだ件数 ✓福祉以外の部門から既存の支援関係機関/所管課に持ち込まれた件数
福祉以外の部門で気づきがあっても、見過ごしてしまう	• 住宅・税・教育などの部署で福祉課題を抱えるケースを把握しても、福祉部門につながってこなかった • 義務教育は終了したが、引きこもりになりそうなケースについて、スクールソーシャルワーカーが把握していても、つなげる先がなかった			
福祉担当課や相談支援機関が、所掌外の対応をしない	• 以前は、相談を受けた者が、他分野に相談しようとしても「それはうちの所掌ではない」と言われることがあった • 相談援助者が、「何もできないから関わらない」と考えてしまい、相談を受け止めることができなかった		**たらいまわしになりがち（所管が不明確）な相談も一旦受け止めるための体制を整備する** ➢ あらゆる生活課題を受け止めることを方針として示す ➢ 一旦受け止める仕組みをつくる（各窓口の受け止めの拡大or隙間を受け止める担当の設置） ➢ 受け止めたケースについて、本来受けるべき支援関係機関がその後の支援に関わるよう働きかける	③ ■ **既存の相談支援機関がどこも受け止めていないケースを所管課が把握している** ■ **そのケースを受け止める体制が整備されている**（断らない相談支援の実現） **モニタリング指標（案）** ✓既存の支援関係機関が受け止めていないケースを所管課が把握しているか？ ✓それを受け止める体制を整備しているか？

※「所管課」とは、市町村の包括的な支援体制の整備/重層事業の所管課のことを指しています。

課題～活動/アウトプット～初期アウトカム・指標　課題③

課題③支援関係機関の動きがバラバラで、世帯支援を行うために共に支援にあたることがない

課題	Before（従前の状態）
世帯全体のアセスメントができない	• 各支援機関単位では「個人」の課題把握となりがちであった • 各関係機関でそれぞれに関わっていたものの、情報が共有されていなかった • 個人情報保護の観点から、分野を超えた連携が必要とされているケースでも情報共有に課題があった
ケース調整機能がなく、支援者が疲弊したり支援が中断されてしまう	• 従前は協働という意識が低く、各担当がそれぞれの業務内容に応じた支援を行っていたため、情報の共有も乏しく一部の担当者に負担がかかっていた • これまでは個別の支援関係機関（担当者）が単独で対応に当たることで行き詰っていた • 高齢者と障害の複合的な事案の場合、これまでは連携がなかなか進まないことがあった • 今までは誰が支援するのか不明確で支援中断が多かった • 難しいケースでは、支援者同士がお互いに「あっちがやればいいのに」等思いがちであった • 事務所掌から外れたからといって元の支援関係機関がフェードアウトすることばかり考えてしまう
市町村所管外の関係機関・専門家の協力が得られにくい	• 子どものケースについて、要対協案件になると、県との連携が難しく支援が進めにくくなる • 医療機関や警察など外部機関との連携がしにくい（敷居が高い） • 司法書士や弁護士などの外部の専門家との連携ができない

誰に：支援関係機関

活動/アウトプット	初期アウトカム
ケース調整機能を整備する（世帯全体のアセスメント、情報集約、支援方針の決定、支援者間の役割調整、モニタリング等） ➢ 世帯支援のために本人同意がない場合を含む）支援関係機関が共に支援にあたることを方針として示す ➢ ケース調整機能を行う体制を決めて、人員・協力者を確保する ➢ 同一世帯に関わっている支援関係機関を見える化する仕組みをつくる ➢ 世帯単位で情報を共有し共にアセスメントを行う仕組みをつくる ➢ 支援者間で支援方針を共有し役割調整や進捗管理を行う仕組みをつくる	④ ■ **既存の支援関係機関だけでは十分な支援ができないケースを所管課が把握している** ■ **上記にケース調整を行うようになる** ■ **上記のケースに対し、支援関係機関が、世帯全体の課題を捉えた支援を行うようになる** ■ **上記ケースに対し、複数の支援関係機関が情報共有しながら、共通の支援方針の下で共に支援にあたるようになる** **モニタリング指標（案）** ✓ケース調整機能が活用された件数（重層事業の場合は、多機関協働事業の対応件数） ✓（ケース調整機能が活用されたケースにおいて）対象者だけでなく、対象世帯全体のアセスメントが行われるようになってきたか？ ✓（ケース調整機能が活用されたケースにおいて）庁内での情報共有、役割調整、連携による支援がしやすくなってきたか？
支援者間の関係構築・相互理解を促し、チーム支援を実践する ➢ 支援者間の関係性を構築し、分野間の相互理解を促す（制度、守備範囲、保有資源等） ➢ チーム支援を実践する（支援方針を共有し共に支援にあたる）※役割分担ではなく協働 ➢ 支援者同士が個別支援において対話・協働しながら学びあう体制をつくる	
市町村所管外の関係機関・専門家の協力をとりつける ➢ 市町村所管外の相談支援機関（生活困窮、児相、ハローワーク、サポステ等）・専門家と連携することについて組織間で合意をとる ➢ 市町村所管外の相談支援機関・専門家とその役割、つながっている部署を整理し、支援者間で共有する ➢ 市町村所管外の相談支援機関や専門家に協力してもらう際のルールを定める ➢ 市町村所管外の相談支援機関や専門家との連携による支援実績を積み上げる	⑤ ■ **既存の支援関係機関が、市町村所管外の相談支援機関や専門家から必要な情報や協力を得て、支援を行うようになる** **モニタリング指標（案）** ✓**市町村所管外の関係機関・専門家**（※特定の機関名・専門職を明示してもよい）**との連携による支援がしやすくなってきたか？**

※「所管課」とは、市町村の包括的な支援体制の整備/重層事業の所管課のことを指しています。

厚生労働省「都道府県・市町村に対する包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業」
令和8年度 市町村管理職向け研修

課題～活動/アウトプット～初期アウトカム・指標　課題④

課題④継続的に支援していく支援関係機関がない（手立てがない場合に手放して/中断してしまう）

課題	Before（従前の状態）
制度を利用するための手続き支援ができない	• 自分で手続きができない、制度を知らない、手続きを手伝える人がいない、家族が機能しないといった理由で、既存制度につながっていないケースがあった • 以前は、相談を受けた者が、他分野に相談しようとしても「自分で申請できない人には訪問できない」と言われることもあった
本人が解決を望まない場合に支援できない	• 既存の支援制度（精神保健や教育機関）への拒否感や支援連携のまずさから継続的な支援につながらなかったケースがあった • ケースとしては把握していても、介入を拒まれ支援につながっていないケースがあった
社会的なつながりの回復に向けた個別的な支援ができない	• これまでは参加の場への同行などを行政で行うことができなかった • これまで参加ができていない人を把握しても、既存の制度の中で考えていた • これまでは、社会的なつながりの回復といった部分について、行政として積極的に参加の場に同行するなどの支援は行えていなかった
緊急性はないものの、将来深刻化が予想されるケースに関われない	• これまでは、ひきこもりや社会から孤立しているケースに対し、しっかり主体として関わる部署がなかった • 長年働くことが出来ていない中年期の方への支援は、どこが担うのか、不明確であった
当面の解決策がないケースに関われない	• 年齢や属性といった点で既存制度の狭間にあるケースについて、これまでは「誰が、どのような理由で」伴走的な支援を行うのかが明確でなく、支援しにくい状況があった

※「課題」で列挙しているのは「支援の抜け漏れ」の典型例。実際には、支援の手立てがなくても関わり続けることで、自治体それぞれの「支援の抜け漏れ」が見えてくると考えられる

誰に：支援関係機関

活動/アウトプット

現段階では対応する手段がなくても、関わり続ける体制を整備する
- ➢ 現行の体制では対応できない/十分な支援ができないケースに対しても、関わり続けることを方針として示す
- ➢ 当面の間対応する担当を設置するor既存分野の担当者が少しずつ役割を拡張して対応する

個別支援を振り返り、行政課題や地域課題を把握する体制を整備する
- ➢ 現行の体制ではこぼれ落ちる人を支えるために新しい仕組みをつくることを方針として示す
- ➢ 個別支援の蓄積から行政課題や地域課題を把握し、今後の施策や社会資源の開発、地域づくりに反映する仕組みをつくる

支援現場が個別支援に従事する時間を確保できるよう、間接業務の負担を軽減する
- ➢ 支援者の事務負担を軽減する
- ➢ ICT導入等により間接業務の効率化を図る

初期アウトカム

⑥
- ■ **当面の手立てがないことを理由に既存の支援関係機関が対応していないケースを所管課が把握している**
- ■ **上記ケースに対する継続的な関わりが行われるようになる**

モニタリング指標（案）
- ✓当面の手立てがないことを理由に支援関係機関が対応していないケースを所管課が把握しているか？
- ✓当面の手立てがなくても、継続的に関わっている件数

⑦
- ■ **既存の体制では対応できないニーズや課題（抜け漏れ）が明確になる**
- ■ **そのニーズや課題への対応に必要な支援策が見えてくる**

モニタリング指標（案）
- ✓個別ケース対応の積み上げから地域課題や行政課題が見えてきたか？

⑧
- ■ **支援者が個別支援に従事する時間に対する間接業務の圧迫が緩和される**

モニタリング指標（案）
- ✓個別支援にかかる時間が、事務作業等の間接業務に圧迫されていると感じるか？

※「所管課」とは、市町村の包括的な支援体制の整備/重層事業の所管課のことを指しています。

支援関係機関に関する中間アウトカム・指標

①既存の支援関係機関の対応力向上（既存支援システムの機能向上）

- 支援者個人の支援技術が向上する
- 各支援関係機関の守備範囲が拡大し、対応力が向上する。
- 支援関係機関の単独での対応が難しい場合は、他機関と自主的に連携するようになる。

モニタリング指標（案）

- ✓ 支援者の支援技術が向上してきたか？
- ✓ 既存分野の庁内各課と支援関係機関の守備範囲が「不動産、司法、年金、税金」（鍵括弧内は置換可）まで広がってきたか？

②包括的な支援体制整備所管課の役割変化（協働促進システムの役割変化）

- たらいまわしになりがちな相談を受け止める部署が対応するケースの性質が変化する（既存の支援関係機関が受け止められる範囲が広がってもなお抜け漏れるケースを集中して受け止めるようになる）
- ケース調整を担う部署が対応するケースの性質が変化する（支援関係機関が対応できる範囲が広がり、また連携が必要なケースでも自分達で調整できるケースは依頼が来なくなる）
- 対応する手段がなくても関わり続ける部署が対応するケースの性質が変化する（既存の支援関係機関の守備範囲が広がってもなお手立てがない人に集中して関わり続けるようになる）

モニタリング指標（案）

- ✓ たらいまわしになりがちな相談を受け止める部署が対応するケースの性質が変化してきたか？
- ✓ ケース調整を担う部署（重層の場合は多機関協働事業）が対応するケースの性質が変化してきたか？
- ✓ 対応する手段がなくても関わり続ける部署（重層の場合はアウトリーチ等事業）が対応するケースの性質が変化してきたか？

③全庁的な相談支援体制の継続的な見直し

- 個別支援の蓄積から行政課題（支援が難しいケース、組織体制の課題など）が明らかになり、組織的な見直しが継続的に行われる（機構改革、事務分掌の変更、各相談支援機関の再編、公的サービスの見直し・新規創出等）
- 各分野における人員体制が強化される（守備範囲を拡大するための人員配置など）
- 各制度の未着手メニュー・事業を実施するようになる

モニタリング指標（案）

- ✓ 全庁的な相談支援体制を検討・見直しする場を設けているか？
- ✓ 把握された行政課題に対し、全庁的な相談支援体制の継続的な見直しが行われているか？

④支援者の孤立感や負担の軽減（支援者支援）

- チーム支援が定着し多様な支援者が関わって対象者を支援することで、支援者の孤立感や負担感が軽減される
- 支援者の間接業務の負担が軽減され、個別支援の業務により集中できるようになる

モニタリング指標（案）

- ✓ 受け止めたケースに関して、相談できる人や一緒に動いてくれる人がいるか？
- ✓ 支援関係機関の担当者が孤立したり、疲弊したりするのが減ってきたか？

⑤個別支援における支援の質向上

- ケースを手放したり支援が中断することが減る
- 支援関係機関同士の調整が円滑になり、支援が迅速化する
- 支援関係機関の個別支援における支援の幅が広がる（手立ての充実）

モニタリング指標（案）

- ✓ 情報が寄せられたケースのうち対応・介入を行った割合
- ✓ ケースの把握から介入までの期間（日数）
- ✓ 個別支援における支援の幅が広がってきたか？

⑥予防的対応への転換

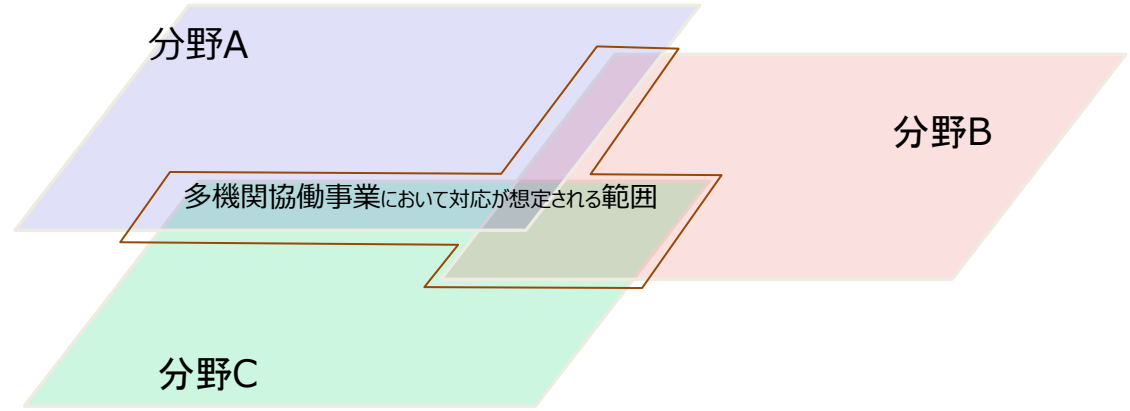
- 個別支援において将来的なリスクを踏まえた対応をするようになる

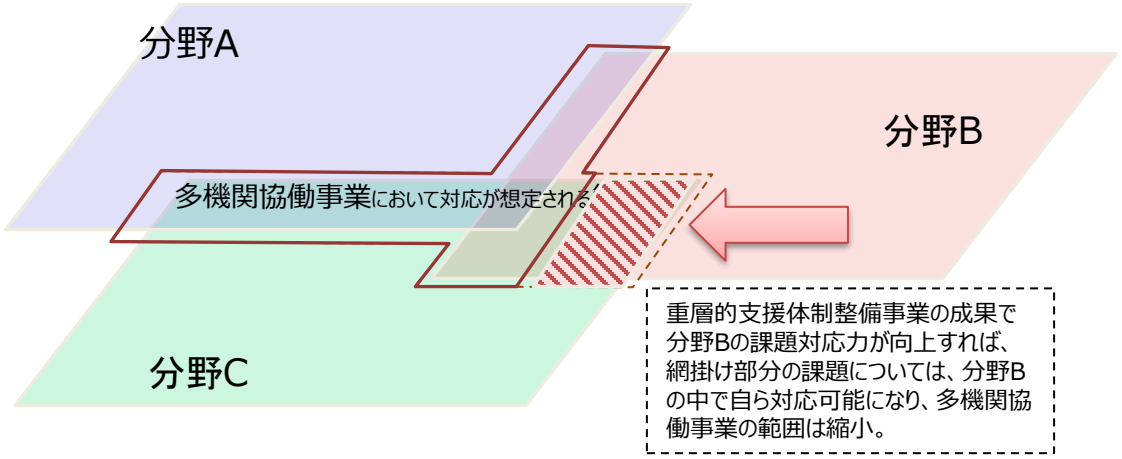
モニタリング指標（案）

- ✓ 将来的なリスクをふまえて対応・介入を行った件数

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「包括的な支援体制の整備に向けた取組の進捗状況を確認するためのロジックモデル・指標案ー市町村の自己点検ツールー解説付きver.」（令和７年度厚生労働省社会福祉推進事業「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究 」）を一部改変

既存支援システムの機能向上と協働促進システムの役割変化





重層的支援体制整備事業の成果で分野Bの課題対応力が向上すれば、網掛け部分の課題については、分野Bの中で自ら対応可能になり、多機関協働事業の範囲は縮小。

左の絵の出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック＜概要版＞」（令和２年度厚生労働省社会福祉推進事業「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究」）
右のテキストの出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「包括的な支援体制の整備に向けた取組の進捗状況を確認するためのロジックモデル・指標案ー市町村の自己点検ツールー解説付きver.」（令和７年度厚生労働省社会福祉推進事業「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究 」）を一部改変

既存支援システムの機能向上（中間アウトカム①）

支援者個人の支援技術の向上

チーム支援の中で自分とは異なる専門性を持つ支援者と共に支援にあたることで、アセスメントや接遇等のスキルが向上する（初期アウトカム④）。

各支援関係機関の守備範囲の広がり

既存の支援関係機関が、自ら相談に来ないが支援を要する対象者を把握するようになる（初期アウトカム①）。前述の支援者個人の支援技術の向上により、支援関係機関（組織）としての対応力も向上する。
たらいまわしになりがちな相談も一旦受け止める体制、現段階では対応する手段がなくても関わり続ける体制を維持する（初期アウトカム③⑥）中で、組織体制の課題等が把握され（初期アウトカム⑦）、守備範囲を拡大するための見直し等が行われる（中間アウトカム③）。

支援関係機関同士の関係性構築

チーム支援を積み上げていくことで、支援関係機関同士の相互理解が進み関係性が構築されていく（初期アウトカム④）。

協働促進システムの役割変化（中間アウトカム②）

※協働促進システムを担う部署を設置した場合

たらいまわしになりがちな相談を受け止める部署

既存の支援関係機関が受け止められる範囲が広がってもなお抜け漏れるケースを集中して受け止めるようになる

ケース調整を担う部署

支援関係機関が対応できる範囲が広がり、また連携が必要なケースでも自分達で調整できるケースは依頼が来なくなる

対応する手段がなくても関わり続ける部署

既存の支援関係機関の守備範囲が広がってもなお手立てがない人に集中して関わり続けるようになる

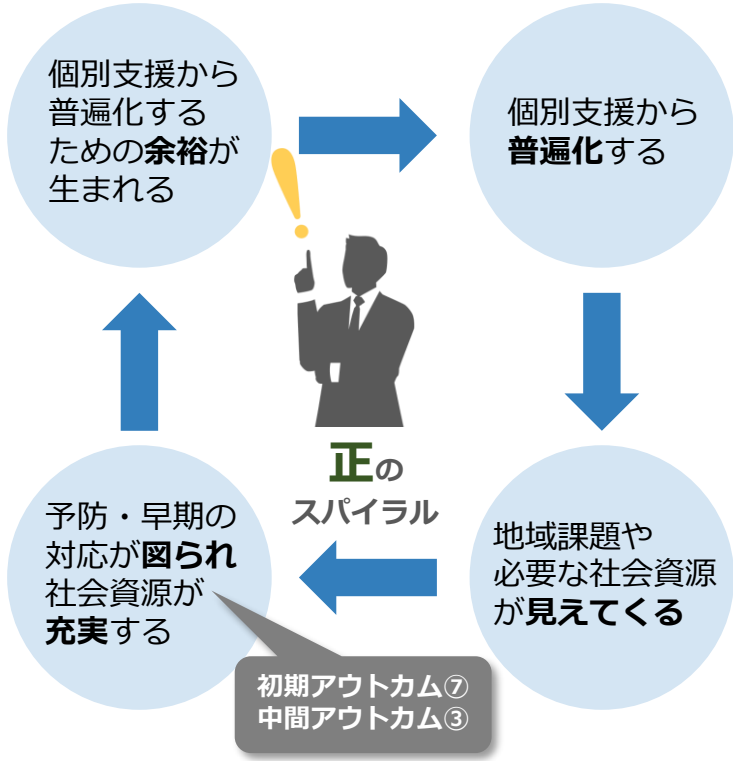
本ロジックモデルにおける支援者支援の考え方①（中間アウトカム④）

＜支援者支援の３つの要素＞



- 個別支援の中で、支援者同士が「対話と協働」をすることで、「支援者の孤独感」や「支援しづらさ」を緩和・解消していく
- 対話・協働を通じて支援者が学びあうことで支援者の資質向上が図られることも「支援しづらさ」の解消につながる
- 対話・協働による学び合いをするための時間的余裕を生み出すためには業務の効率化も必要となる

＜個別支援からの社会資源開発＞

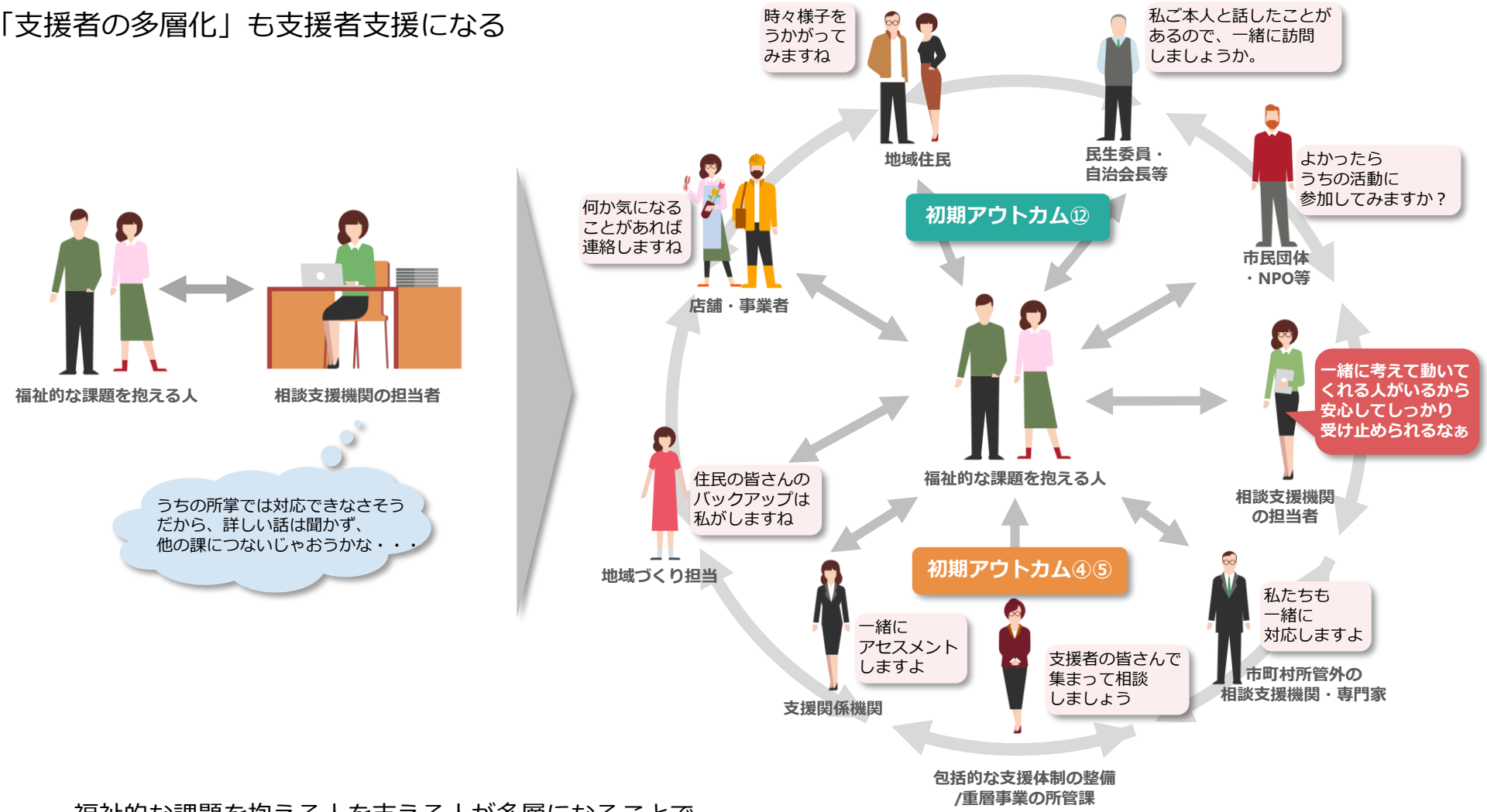


- 個別支援を漫然と繰り返していくだけでは、予防や早期発見ができず、支援の手立ても増えていかないため、支援現場が疲弊してしまう
- 個別支援の蓄積から社会資源の開発につなげていくことも支援者支援になる
- このためには、現場の支援者と施策形成に関わる職員が共に考えるチーム・場の形成が必要となる

出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」（令和５年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」）を一部改変

本ロジックモデルにおける支援者支援の考え方②（中間アウトカム④）

「支援者の多層化」も支援者支援になる



福祉的な課題を抱える人を支える人が多層になることで、
「自分だけで受け止めるわけではない」「相談できる人がいる」「一緒に動いてくれる人がいる」という安心感から、
それぞれの**支援者が安心して受け止められる**ようになる。

厚生労働省「都道府県・市町村に対する包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業」
令和8年度 市町村管理職向け研修

「予防的対応への転換」とは？（中間アウトカム⑥）

包括的な支援体制の整備は、「複雑化・複合化した後のケース対応を主眼に置いている」のではない

初期アウトカム⑨⑩

ご近所のサポート



お隣さんの気づき



初期アウトカム①②

自ら相談に来ない人を
支援関係機関が把握する取組



支援関係機関による
地域からの情報の受け止め



こんな関わりがあったら・・

こうなっていなかったかも・・・

自宅がごみ屋敷になってしまっている単身の高齢者



中長期的には、早期対応や予防の取組を進めていくことが包括的な支援体制の本質部分